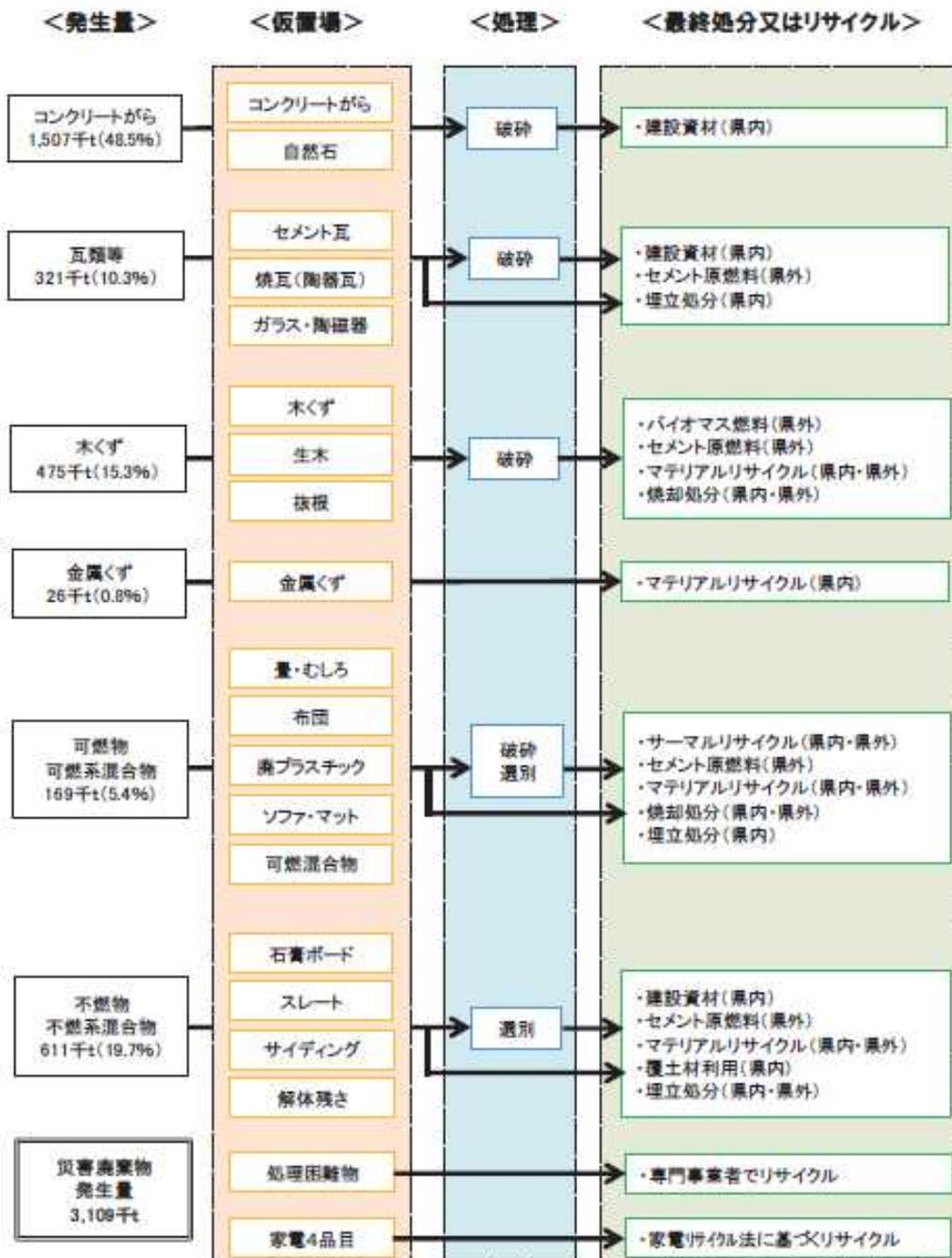


平成 28 年熊本地震における災害廃棄物処理の流れ

平成 28 年熊本地震では、2 回の震度 7 の地震（前震、本震）により、膨大な災害廃棄物（約 310 万トン）が発生した。この一連の地震では、木造家屋の倒壊、損壊等が多く見られたため、落下・破損した瓦や倒壊したブロック塀等から発生するコンクリートがらなどの不燃物に加え、損壊家屋等の解体・撤去作業により多量の木くず等が発生した。

平成 28 年熊本地震における災害廃棄物の処理フローは以下に示すとおりである。なお、平成 28 年熊本地震における災害廃棄物処理の詳細は、本技術資料の巻末に掲載している記録誌を参照のこと。



出典：「平成 28 年熊本地震における災害廃棄物処理の記録」(平成 31 年 3 月、熊本県)

図 平成 28 年熊本地震における災害廃棄物処理の流れ

【災害廃棄物の処理の状況】

再生利用と減量化

- ・コンクリートからは破砕後、建設資材（再生砕石）として公共工事等において再生利用され、木くずは破砕（チップ化）後、バイオマス燃料やセメント原燃料等として再生利用された。
- ・廃瓦（セメント瓦を除く焼瓦、粘土瓦等）については、破砕物の強度や釉薬等の溶出による土壌への影響が未確認であったことから、当初その多くが最終処分場で埋立処分されていた。その後、それらについて問題ないことが確認されたことから、平成29年4月頃から県内で路盤材等での再生利用が増加していった。
- ・金属くずについては、主に鉄鋼材料として再生利用された。

焼却処理

- ・再生利用が困難な可燃系廃棄物については、減量化、安定化、無害化を促進するため焼却処理を行い、その際には可能な限りサーマルリサイクル（熱回収や発電等）を行った。
- ・県内の一般廃棄物焼却施設は、被災した施設の復旧工事や老朽化、定期点検等の理由により、受入余力が少ない状況であったことから、熊本市等では、発災当初に発生した可燃系混合物の一部について、福岡市や北九州市など九州管内を中心とした県外の一般廃棄物焼却施設において処理した。

最終処分

- ・再生利用が困難な不燃系廃棄物については、各市町村等の一般廃棄物最終処分場で埋立処分を行うこととしていたが、熊本市以外の市町村等の最終処分場は残余容量に余裕がなかったため、産業廃棄物管理型最終処分場が活用された。

危険物・処理困難物等の処理

- ・仮置場には、ガスボンベ等の危険物や太陽光パネル等の処理困難物が搬入された。当初は処理先が容易には見つからず、市町村では、（一社）熊本県産業資源循環協会や地元事業者等から処理先の情報を得ながら、処理先と受入条件等に係る交渉を直接行うなど、処理先の確保に努めた。
- ・県においても、市町村からの問い合わせに応じ、処理方法等に係る情報提供を行った。

出典：「平成28年熊本地震における災害廃棄物処理の記録」（平成31年3月、熊本県）から抜粋

【平成28年熊本地震における災害廃棄物処理の記録誌一覧】

- 「平成28年熊本地震における災害廃棄物処理の記録」（平成31年3月、熊本県）
- 「平成28年熊本地震による益城町災害廃棄物処理事業記録」（平成30年3月、益城町）